別記様式（その１）

共　同　住　宅　等　特　例　適　用　確　認　票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| １　二方向避難・開放型特定共同住宅等である（計算書を添付する。）。 | ⑴　初期拡大抑制性能 |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が10以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は　　住戸用自動火災報知設備及び共同　　住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| イ　地階を除く階数が11以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ウ　地階を除く階数が10以下のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| エ　地階を除く階数が11以上のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑵　避難安全支援性能 |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が10以下のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備□　避難器具□　誘導灯及び誘導標識 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| イ　地階を除く階数が11以上のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備□　避難器具□　誘導灯及び誘導標識 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑶　消防活動支援性能（政令第29条の４を適用する場合） |  |  |
|  | 階段室型特定共同住宅等に限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　連結送水管□　非常コンセント設備 | ⇒ | □　共同住宅用連結送水管□　共同住宅用非常コンセント設備 |

 |  |  |

　（注）　「⇒」は「代替」を意味する。

別記様式（その２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| ２　二方向避難・非開放型特定共同住宅等である。 | ⑴　初期拡大抑制性能 |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注１）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| イ　地階を除く階数が10以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注１）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ウ　地階を除く階数が11以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注２）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| エ　地階を除く階数が５以下のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注３）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| オ　地階を除く階数が６以上のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注３）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑵　避難安全支援性能 |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備□　避難器具 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| イ　地階を除く階数が６以上のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備□　避難器具 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑶　消防活動支援性能（政令第29条の４を適用する場合） |  |  |
|  | 階段室型特定共同住宅等に限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　連結送水管□　非常コンセント設備 | 　⇒ | □　共同住宅用連結送水管□　共同住宅用非常コンセント設備 |

 |  |  |

注１　省令40号第３条第３項第２号イ(ﾛ)及び(ﾊ)に掲げる階及び部分に設置するものに限る。

２　省令40号第３条第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。

３　スプリンクラー設備の設置が義務付けられている階に限る。

別記様式（その３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| ３　非二方向避難・開放型特定共同住宅等である（計算書を添付する。）。 | ⑴　初期拡大抑制性能 |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | 　⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| イ　地階を除く階数が６以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ウ　地階を除く階数が５以下のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| エ　地階を除く階数が６以上のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑵　避難安全支援性能 |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備□　避難器具□　誘導灯及び誘導標識 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備 |

 |  |  |
| イ　地階を除く階数が６以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備□　避難器具□　誘導灯及び誘導標識 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑶　消防活動支援性能（政令第29条の４を適用する場合） |  |  |
|  | 階段室型特定共同住宅等に限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　連結送水管□　非常コンセント設備 | ⇒ | □　共同住宅用連結送水管□　共同住宅用非常コンセント設備 |

 |  |  |

別記様式（その４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| ４　非二方向避難・非開放型特定共同住宅等である。 | ⑴　初期拡大抑制性能 |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が10以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注１）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| イ　地階を除く階数が11以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注２）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ウ　全てのもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備（注３）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　住宅用消火器及び消火器具□　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑵　避難安全支援性能（政令第29条の４を適用する場合） |  |  |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備□　避難器具 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備 |

 |  |  |
| ⑶　消防活動支援性能（政令第29条の４を適用する場合） |  |  |
|  | 階段室型特定共同住宅等に限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　連結送水管□　非常コンセント設備 | ⇒ | □　共同住宅用連結送水管□　共同住宅用非常コンセント設備 |

 |  |  |

注１　省令40号第３条第３項第２号イ(ﾛ)及び(ﾊ)に掲げる階及び部分に設置するものに限る。

２　省令40号第３条第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。

３　スプリンクラー設備の設置が義務付けられている階に限る。

別記様式（その５）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例基準等 | 計画 | 図面番号 |
| １ | （主要構造部）特定主要構造部は、耐火構造である。 |  |  |
| ２ | （共用部分の内装）共用部分の壁及び天井の仕上げが、準不燃材料である。 |  |  |
| ３ | （住戸等と他の住戸等との区画）開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている。 |  |  |
| ４ | （住戸等の外壁開口部）住戸等の外壁開口部（直径が0.15m以下で防火設備が設けられた換気口等及び面積が0.01㎡以下の換気口等を除く。）は、次のいずれかに適合している。 |  |  |
|  | ⑴　住戸等間の外壁開口部は、外壁面から50㎝以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁等で防火上有効に遮られている。 |  |  |
| ⑵　住戸等間の外壁開口部相互間の距離が90㎝以上であり、次のいずれかに適合する。ア　上下に設けられた開口部（直径0.15m以下の換気口等及び相互間の距離が3.6m以上であるものを除く。）に防火設備である防火戸が設けられている。イ　火災住戸等から他の住戸等へ延焼しないよう、外壁開口部に延焼防止措置がされている（計算書を添付する。）。 |  |  |
| ５ | （住戸等と共用部分との区画） |  |  |
|  | ⑴　耐火構造の床又は壁で区画されている。 |  |  |
| ⑵　共用部分に面する開口部（平成17年３月消防庁告示第２号第３､３⑶ｲ(ｲ)から(ﾊ)までの要件を満たす換気口等を除く。）には防火設備（主たる出入口に設けるものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）である防火戸が設けられている。 |  |  |
| ⑶　二方向避難・開放型特定共同住宅等及び非二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸等を除く。）の共用部分に面する開口部は、ア及びイに適合する。ア　開口部面積の合計が、一の住戸等につき４㎡（共用室にあっては８㎡）以下である。イ　一の開口部面積は、２㎡以下である。 |  |  |
| ６ | （住戸等の区画を貫通する配管等の有無）区画を貫通する配管　（有・無）次のとおり基準に適合している。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 縦管材質 | 横引き管材質 | 施工方法 |
| 給水管 |  |  |  |
| 排水管 |  |  |  |
| 汚水管 |  |  |  |
| 通気管 |  |  |  |
| 空調用冷温水管 |  |  |  |
| ガス管 |  |  |  |
| 冷媒管 |  |  |  |
| 配電管 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |

 |  |  |

別記様式（その６）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例基準等 | 計画 | 図面番号 |
| ７ | （特定光庭の有無）次に適合しない光庭を有する。　（有・無） |  |  |
|  | ⑴　光庭に面する火災住戸等の全ての開口部から噴出する火炎等のふく射熱による、火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部の受熱量が、１０kW/㎡未満である（計算書を添付する。）。 |  |  |
| ⑵　光庭が避難光庭に該当し、次に適合している。ア　避難光庭に面する火災住戸等の全ての開口部から噴出する火炎等のふく射熱による、避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者の受熱量が、3kW/㎡未満である（計算書を添付する。）。イ　避難光庭は、次のいずれかに適合している。(ｱ) 避難光庭の高さを避難光庭の幅で除した値が、２.５未満である。(ｲ) (ｱ)により求めた値が２.５以上であるが、火災住戸等の全ての開口部から噴出する煙層の温度が４K以上上昇しない（計算書を添付する。）。 |  |  |
| ８ | （特定光庭に面する開口部の防火措置） |  |  |
|  | ⑴　廊下又は階段室等を設けている特定光庭に面する開口部は、次に適合している。ア　一の住戸等の開口部面積の合計は、４㎡以下、かつ、一の開口部面積は２㎡以下である（共同住宅用スプリンクラー設備設置住戸等を除く。）。イ　特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の1/50以上である。 |  |  |
| ⑵　⑴以外の特定光庭に面する開口部は、次に適合している。ア　開口部には、はめ殺しの防火戸が設置されている（緩和規定を適用している場合を除く。）。イ　住戸等の開口部相互間の水平距離は、同一壁面上は0.9ｍ以上、異なる壁面上は2.4ｍ（はめ殺しの防火戸の場合は2.0ｍ）以上である（0.5ｍ以上の耐火構造のそで壁等を設けた場合を除く。）。ウ　住戸等の開口部相互間の垂直距離は、1.5ｍ（はめ殺しの防火戸の場合は、0.9ｍ）以上である（0.5ｍ以上突出した耐火構造のひさし等を設けた場合を除く。）。エ　一の住戸等の一の階の開口部面積の合計は２㎡以下であり、かつ、一の開口部面積は１㎡以下である。 |  |  |
| ９ | （特定光庭の火気規制）特定光庭に面して、火を使用する設備を設けていない（平成14年11月消防庁告示第７号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に、安全性が確認された給湯湯沸設備等を設けている場合を除く。）。 |  |  |
| 10 | （特定共同住宅等以外の部分（他用途部分）との区画）他用途部分と政令第８条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている。 |  |  |
| 11 | （初期拡大抑制性能）特定共同住宅等の種類に応じ、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等が１３から１６までの規定により設置されている。 |  |  |
| 12 | （避難安全支援性能）特定共同住宅等の種類に応じ、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等が１３から１６までの規定により設置されている。 |  |  |

別記様式（その７）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例基準等 | 計画 | 図面番号 |
| 13 | （住宅用消火器及び消火器具） |  |  |
|  | ⑴　特定住戸等ごとに、住宅用消火器が設置されている。 |  |  |
| ⑵　特定住戸等に直接面していない共用部分等に、消火器具が歩行距離２０ｍ以下となるように設置されている。 |  |  |
| 14 | （共同住宅用スプリンクラー設備） |  |  |
|  | ⑴　共同住宅用スプリンクラー設備の設置ア　共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている。イ　共同住宅用スプリンクラー設備の技術基準に適合している。 |  |  |
| ⑵　二方向避難・開放型特定共同住宅等（省令４０号第３条第３項第２号イに掲げる部分（特定住戸利用施設を除く。））又は非二方向避難・開放型特定共同住宅等（同条第３項第２号イに掲げる部分のうち１４階以下の部分（特定住戸利用施設を除く。））の共同住宅用スプリンクラー設備の免除（政令第２９条の４を適用する場合に限る。）ア　特定住戸等の壁及び天井の仕上げが準不燃材料である。イ　共用室と共用室以外の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）とを区画する壁に設けられる開口部（規則第１３条第２項第1号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備（規則第１３条第２項第1号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられている。 |  |  |
| ⑶　特定施設用水道連結型スプリンクラー設備の設置による共同住宅用スプリンクラー設備の免除（政令第２９条の４を適用する場合に限る。）　　１０階以下の階に存する特定住戸利用施設を政令第１２条第１項第１号に掲げる防火対象物とみなして同条第２項第３号の２の規定を適用した場合に設置することができる特定施設用水道連結型スプリンクラー設備を、当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置している。 |  |  |
| ⑷　二方向避難・開放型特定共同住宅等（スプリンクラー設備の設置義務のある部分に限る（特定住戸利用施設を除く。））又は非二方向避難・開放型特定共同住宅等（スプリンクラー設備の設置義務のある部分に限る（特定住戸利用施設を除く。））の共同住宅用スプリンクラー設備の免除（条例第４７条を適用する場合に限る。）ア　特定住戸等の壁及び天井の仕上げが準不燃材料である。イ　共用室と共用室以外の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）とを区画する壁に設けられる開口部（規則第１３条第２項第１号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備（規則第１３条第２項第１号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられている。 |  |  |
| 15 | （共同住宅用自動火災報知設備） |  |  |
|  | ⑴　共同住宅用自動火災報知設備の設置ア　共同住宅用自動火災報知設備が設置されている。イ　共同住宅用自動火災報知設備の技術基準に適合している。 |  |  |
| ⑵　共同住宅用スプリンクラー設備設置部分の共同住宅用自動火災報知設備の免除特定住戸等（住戸利用施設を除く。）に、共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている。 |  |  |
| 16 | （住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備） |  |  |
|  | ⑴　住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備ア　住戸用自動火災報知設備が住戸等及び共用部分に設置されている。イ　直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に、共同住宅用非常警報設備が設置されている。ウ　住戸用自動火災報知設備の技術基準に適合している。エ　共同住宅用非常警報設備の技術基準に適合している。 |  |  |

別記様式（その８）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特例基準等 | 計画 | 図面番号 |
|  |  | ⑵　共同住宅用スプリンクラー設備設置部分の住戸用自動火災報知設備の免除特定住戸等（住戸利用施設を除く。）に、共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている。 |  |  |
| 17 | （共同住宅用連結送水管） |  |  |
|  | ⑴　共同住宅用連結送水管が設置されている。 |  |  |
| ⑵　共同住宅用連結送水管の技術基準に適合している。 |  |  |
| 18 | （共同住宅用非常コンセント設備） |  |  |
|  | ⑴　共同住宅用非常コンセント設備が設置されている。 |  |  |
| ⑵　共同住宅用非常コンセント設備の技術基準に適合している。 |  |  |
| 設置する消防用設備等 | 特定共同住宅等の部分に設置する消防用設備等に✓印を付してください。 |
| □ | １ | 消火器具 | □ | 15 | 泡消火設備 |
| □ | ２ | 住宅用消火器 | □ | 16 | 不活性ガス消火設備 |
| □ | ３ | 屋内消火栓設備 | □ | 17 | ハロゲン化物消火設備 |
| □ | ４ | スプリンクラー設備 | □ | 18 | 粉末消火設備 |
| □ | ５ | 共同住宅用スプリンクラー設備 | □ | 19 | 消防用水 |
| □ | ６ | 自動火災報知設備 | □ | 20 | 排煙設備 |
| □ | ７ | 共同住宅用自動火災報知設備 | □ | 21 | 連結散水設備 |
| □ | ８ | 住戸用自動火災報知設備 | □ | 22 | 連結送水管 |
| □ | ９ | 非常警報器具又は非常警報設備 | □ | 23 | 共同住宅用連結送水管 |
|  |  | (□非常ﾍﾞﾙ　□自動式ｻｲﾚﾝ　□放送設備) | □ | 24 | 非常コンセント設備 |
| □ | 10 | 共同住宅用非常警報設備 | □ | 25 | 共同住宅用非常コンセント設備 |
| □ | 11 | 消防機関へ通報する火災報知設備 | □ | 26 | 無線通信補助設備 |
| □ | 12 | 避難器具 | □ | 27 | その他 |
| □ | 13 | 誘導灯及び誘導標識 |  |  | (設備名: 　　　　　　　　　) |
| □ | 14 | 水噴霧消火設備 |  |  |  |
| 記載上の注意事項 |
| １　特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等欄及び特例基準等欄の内容は、要約したものですから、細部については省令40号、関係告示等を必ず確認してください。２　特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等欄は、法令で設置が義務付けられている設備の□に✓印を、特例の適用を受けて設置する設備の□に✓印を付してください。３　計画欄には、特例基準等に適合するものには○印、適合しないものには×印、該当がない場合は斜線を記入してください。４　図面番号欄は、基準の適合状況等が確認できるように、添付した設計図書等の図面番号を記入してください。５　廊下及び階段室等の開放性を判断した計算書等を添付してください。６　次の内容について検証を行った場合は、計算書等を添付してください。⑴　上階住戸等への延焼防止措置⑵　特定光庭の判断ア　延焼安全性イ　避難光庭のふく射熱による避難安全性ウ　避難光庭における煙層の上昇温度⑶　特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能７　表中の用語⑴　特定住戸等：住戸、共用室及び管理人室⑵　政令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）⑶　規則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）⑷　条例：火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）⑸　省令40号：特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号） |

別記様式（その９）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| １　二方向避難・開放型特定共同住宅等である（計算書を添付する。）。 | (4)　初期拡大抑制性能（住戸利用施設部分） |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が１０以下のもの（政令第２９条の4を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | イ　地階を除く階数が１１以上のもの（政令第２９条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | ウ　地階を除く階数が１０以下のもの（条例第４７条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | エ　地階を除く階数が１１以上のもの（条例第４７条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
| (5)　避難安全支援性能（住戸利用施設部分） |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が１０以下のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | イ　地階を除く階数が１１以上のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |

注　省令４０号第３条第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。

別記様式（その１０）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| ２　二方向避難・非開放型特定共同住宅等である。 | (4)　初期拡大抑制性能（住戸利用施設部分） |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | イ　地階を除く階数が１０以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | ウ　地階を除く階数が１１以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | エ　地階を除く階数が５以下のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（スプリンクラー設備の設置が義務付けられている階に限る。）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | オ　地階を除く階数が６以上のもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（スプリンクラー設備の設置が義務付けられている階に限る。）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
| (5)　避難安全支援性能（住戸利用施設部分） |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | イ　地階を除く階数が6以上のもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |

注　省令４０号第３条第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。

別記様式（その１１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| ３　非二方向避難・開放型特定共同住宅等である（計算書を添付する。）。 | (4)　初期拡大抑制性能（住戸利用施設部分） |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | イ　地階を除く階数が１０以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | ウ　地階を除く階数が１１以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
| エ　地階を除く階数が５以下のもの（条例第４７条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
| オ　地階を除く階数が６以上のもの（条例第４７条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備（特定住戸利用施設は、省令４０号第３条第４項第１号イによる免除不可）□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
| (5)　避難安全支援性能（住戸利用施設部分） |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が５以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | イ　地階を除く階数が６以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備　　　 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |

注　省令４０号第３条第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。

別記様式（その１２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 特定共同住宅等の種類と特例の適用を受けようとする消防用設備等 | 計画 | 図面番号 |
| ４　非二方向避難・非開放型特定共同住宅等である。 | (4)　初期拡大抑制性能（住戸利用施設部分） |  |  |
|  | ア　地階を除く階数が１０以下のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（注）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
|  | イ　地階を除く階数が１１以上のもの（政令第29条の４を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備(注)□　□　スプリンクラー設備□　□　自動火災報知設備□　□　屋外消火栓設備□　□　動力消防ポンプ設備 | ⇒ | □　□　共同住宅用スプリンクラー設備□　□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
| ウ　全てのもの（条例第47条を適用する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　屋内消火栓設備（スプリンクラー設備の設置が義務付けられている階に限る。）□　スプリンクラー設備□　自動火災報知設備 | ⇒ | □　共同住宅用スプリンクラー設備□　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |
| (5)　避難安全支援性能（住戸利用施設部分・政令第29条の４を適用する場合） |  |  |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □　自動火災報知設備□　非常警報器具又は設備 | ⇒ | □　共同住宅用自動火災報知設備（省令４０号第３条第４項第２号による免除不可） |

 |  |  |

注　省令４０号第３条第３項第２号イに掲げる階及び部分に設置するものに限る。